

令和 3 年度第 5 回

十和田市農業委員会総会議事録

期日 令和 3 年 8 月 18 日

場所 十和田市役所本館 3 階庁議室

令和3年度第5回十和田市農業委員会総会

1. 場 所 十和田市役所本館3階庁議室

2. 開会日時 令和3年8月18日(水) 午後2時07分

3. 閉会日時 令和3年8月18日(水) 午後2時31分

4. 出席農業委員(17名)

1番	米田拓実君	2番	中野雄一郎君
3番	芋田一弘君	4番	立崎和寿君
5番	山田利昭君	6番	小笠原秋彦君
8番	柿本広一君	9番	奥山博君
10番	小田正喜君	11番	外山康仁君
12番	小笠原和男君	13番	箕輪展忠君
14番	竹浦寿広君	15番	野崎さち子君
17番	力石堅太郎君	18番	山崎誠一君
19番	杉山秀明君		

5. 欠席農業委員(1名)

7番 稲田優憲君

6. 欠員農業委員(1名)

16番

7. 出席農地利用最適化推進委員(2名)

深持地区 沢目勝弘君 藤坂地区 松田賢志君

## 8. 会議に付した案件

- 報告第20号 農地法第18条第6項の規定による通知書の受理について
- 報告第21号 農地法第3条の3第1項の規定による届出書の受理について
- 報告第22号 農地の転用事実に関する照会について
- 議案第24号 農地法第3条第1項の規定に基づく農業委員会の許可について
- 議案第25号 十和田市農用地利用集積計画の作成に係る要請について
- 議案第26号 十和田市農用地利用集積計画の決定について
- 議案第27号 農地法第5条第1項の規定に基づく農地転用許可に係る意見について

## 9. 議事録署名委員

9番 奥 山 博 君 10番 小 田 正 喜 君

## 10. 会議事件の説明及び職務のため出席した職員

事務局長	横岡聖一	事務局次長	菅原靖雄
事務局農地係長	小笠原 満	事務局振興係長	苦米地 慶
事務局主査	村中健大	事務局主査	東 浩治
事務局主査	佐々木徳幸		

## 11. 書 記

事務局主査 東 浩治

———— 開会 午後2時07分 ————

議長（杉山秀明君） 本日の欠席通告者は、7番 稲田 優憲 委員です。出席委員は、定足数に達しておりますので、総会は成立了しました。ただ今より、令和3年8月5日に告示招集いたしました、令和3年度第5回十和田市農業委員会総会を開会いたします。

議長（杉山秀明君） これより本日の会議を開きます。はじめに、議事録署名委員の指名を行います。お諮りいたします。議事録署名委員は議長において指名することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（杉山秀明君） ご異議なしと認め、議長より指名いたします。9番 奥山博 委員、10番 小田 正喜 委員を指名いたします。

議長（杉山秀明君） 会議書記には、東 浩治 君を、参与には事務局長以下各職員を任命いたします。

議長（杉山秀明君） 次に会期の決定を行います。お諮りいたします。総会の会期は本日1日限りとしたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（杉山秀明君） ご異議なしと認め、総会の会期は本日1日限りと決定いたしました。

議長（杉山秀明君） 次に報告第20号について事務局から報告をいたします。

事務局長（横岡聖一君） 1ページをお願いします。報告第20号、農地法第18条第6項の規定による通知書の受理について。農地法施行規則第68条第1項の規定により、別紙のとおり合意による解約等に係る通知書を受理したので報告する件です。内容は2ページから4ページです。農地法によるものが2ページから3ページで合計5件18筆51, 779平方メートルです。今後の意向については20番は農地法3条による所有権移転で、今回議案として上程されています。21番は農地法3条による使用貸借で、今回議案として上程されています。22番、23番は、今回農地法第5条の転用許可申請が上程されています。24番につきましては、受け手を変更して今後基盤法による所有権移転の予定です。4ページです。中間管理事業によるものは、合計2件5筆10, 522平方メートルです。13番の解約理由は圃場の条件が良くないため、今後

継続して耕作することが難しいことによるものです。今後も引き続き受け手を探したいとの意向があり、あっせんの希望が出されております。14番は高齢による労力不足を理由とした解約で、今後の意向は受け手を変更して賃借予定となっております。今回、協力金返還の対象はありません。以上です。

議 長（杉山秀明君）報告について、ご意見ございませんか。

（「なし」の声あり）

議 長（杉山秀明君）なしと認めます。よって報告第20号を報告済みといたします。

議 長（杉山秀明君）次に報告第21号について事務局から報告をいたします。

事務局長（横岡聖一君）5ページをお願いします。報告第21号、農地法第3条の3第1項の規定による届出書の受理について。農地法施行規則第21条の規定により、別紙のとおり相続等による権利取得の届出書を受理したので報告する件です。内容は6ページから9ページです。今回は、合計12件71筆131, 645平方メートルで全て相続による所有権の取得です。取得後の内容は自ら耕作、農地として管理、貸借中などとなっています。あっせんの希望はありません。宅地、雑種地など農地以外の用途になっているものは、今後、分筆及び地目変更の指導をしていきたいと考えております。以上です。

議 長（杉山秀明君）報告について、ご意見ございませんか。

（「なし」の声あり）

議 長（杉山秀明君）なしと認めます。よって報告第21号を報告済みといたします。

議 長（杉山秀明君）次に報告第22号について事務局から報告をいたします。

事務局長（横岡聖一君）10ページをお願いいたします。報告第22号、農地の転用事実に関する照会について。青森地方法務局十和田支局から別紙土地の現況について照会があったので、現地調査等の結果に基づき別紙のとおり回答したので報告する件です。11ページです。今回の照会は合計4件4筆7, 287平方メートルで現地調査は8月5日に実施し、法務局への回答は8月10日に行っております。30番は、十和田警察署から南西に約350メートルの地点です。申請地は隣接する宅地への通路となっています。税務課税台帳においても現況宅地であることから非農地と判断しております。なお、対象地は平成10年に自己住宅建築で農地法第5条転用許可を受け工事完了済みとなっております。また、平成30年に裁判所から照会があり、その際にも非農地と回答しております。31番は北園幼

稚園の東隣の地点です。申請地は雑木及び竹林が繁茂しており長期間耕作されていないため農地への復旧は困難な状態です。また、税務課税台帳においても現況雑種地であることから非農地と判断しております。32番は上北農産加工から北東に約150メートルの地点です。申請地には昭和45年建築の住宅が建っています。20年以上宅地の状態であることから非農地と判断しております。33番は三本木農業高校から西に約200メートルの地点です。申請地には雑木などが繁茂しており、長期間耕作されていないため、農地への復旧は困難な状態です。税務課税台帳においても現況山林であることから非農地と判断しております。以上です。

議長（杉山秀明君）報告について、ご意見ございませんか。

（「なし」の声あり）

議長（杉山秀明君）なしと認めます。よって報告第22号を報告済みといたします。

議長（杉山秀明君）ここからは、議案に入ります。今月担当した調査班の調査員は、外山班長、力石委員、山崎委員の3名です。8月5日に現地調査、及び市役所別館4階会議室にて聴取調査を行っております。

議長（杉山秀明君）次に、議案第24号を上程いたします。事務局から提案理由の説明をいたします。

事務局長（横岡聖一君）12ページをお願いします。議案第24号、農地法第3条第1項の規定に基づく農業委員会の許可について。農地法施行令第1条の規定により、別紙のとおり許可申請書の提出があったので審議を求める件です。内容は、13ページと14ページです。以上です。

議長（杉山秀明君）許可申請にかかる現地調査の結果について、報告願います。11番 外山 康仁 委員、お願いします。

報告委員（外山康仁君）農地法第3条の許可に関する報告をいたします。今回の農地法第3条申請は合計4件、このうち所有権移転3件、使用貸借による権利の設定1件となっています。まず、所有権移転ですが13ページの申請番号44番と申請番号45番は相手方要望による売買で、申請番号46番は子から親へ贈与するものです。次に、使用貸借による権利の設定ですが、14ページの申請番号19番は相手方要望によるもので新規就農となっております。今回のすべての申請の許可要件についてですが、農地法第3条第2項各号に照らして判断したところ、お手元の農地法第3条調査書のとおり、許可要件のすべてを満たしていると考えられます。以上、現地確認及び写真確認の結果、申請地はすべて

農地として管理されており、また、申請書は適當と認められます。報告は以上です。

議長（杉山秀明君）外山委員、ご苦労様でした。

議長（杉山秀明君）新規就農者に対する聴取調査の結果について報告願います。藤坂地区 松田 賢志 農地利用最適化推進委員、お願ひします。

報告推進委員（松田賢志君）農地法第3条の許可に関する新規就農について報告します。令和3年8月5日午後1時半、市役所別館4階会議室1にて、14ページの申請番号19番の新規就農となる借人に対し、調査員の3名と私の計4名で聴取調査を行いました。聴取調査では、営農計画書を基に作付けする作物は水稻で、機械の確保・労働力・技術関係等を確認し、特に問題はありませんでした。また、現地確認でも申請地は農地として管理されていました。以上のことから、就農にあたっては特に問題はないと判断しました。報告は以上です。

議長（杉山秀明君）松田推進委員、ご苦労様でした。

議長（杉山秀明君）これより質疑に入ります。ありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（杉山秀明君）なしと認めます。お諮りいたします。本件を原案のとおり許可することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（杉山秀明君）ご異議なしと認めます。よって議案第24号は許可することに決定いたしました。

議長（杉山秀明君）次に、議案第25号を上程いたします。事務局から提案理由の説明をいたします。

事務局長（横岡聖一君）15ページをお願いします。議案第25号、十和田市農用地利用集積計画の作成に係る要請について。農業経営基盤強化促進法第15条第4項の規定により、十和田市長に対して別紙のとおり農用地利用集積計画を定めるよう要請することの承認を求める件です。内容は16ページです。以上です。

議長（杉山秀明君）農用地利用調整会議の結果について報告願います。はじめに、深持地区 沢目 勝弘 農地利用最適化推進委員、お願ひします。

報告委員（沢目勝弘君）農用地利用調整会議の調整結果について報告します。令和3年

7月14日午後2時、農業委員会会長室にて申請番号9番の農用地の利用関係の調整を行いました。本件は、出し手が労働力不足のため売買により所有権を移転しようとするものです。申請地は農業振興地域内の農用地区域内農地で、受け手の認定農業者が経営する農地の近くにあり農地の集約を図ることができます。調整の結果、売買価格等について出し手と受け手が合意したので、調整調書を作成し農業委員会へ提出しました。なお、十和田市農用地利用集積計画の作成を要請する各要件については、お手元の農業経営基盤強化促進法第18条第3項調査書のとおり全て適であると判断しました。報告は以上です。

議長（杉山秀明君）沢目推進委員、ご苦労様でした。

議長（杉山秀明君）これより質疑に入ります。ありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（杉山秀明君）なしと認めます。お諮りいたします。本件を原案のとおり要請することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（杉山秀明君）ご異議なしと認めます。よって議案第25号は要請することに決定いたしました。

議長（杉山秀明君）次に、議案第26号を上程いたします。事務局から提案理由の説明をいたします。

事務局長（横岡聖一君）17ページをお願いします。議案第26号、十和田市農用地利用集積計画の決定について。農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づく農地中間管理機構に係る農用地利用集積計画の作成について、別紙のとおり十和田市長から依頼があったので、農業委員会の意見を求める件です。18ページから20ページです。今回は、合計6件14筆21,523平方メートルです。すべて、新規の賃借権設定です。利用権の設定期間は、出し手から機構及び機構から受け手ともにすべて10年となっております。協力金の対象はございません。以上です。

議長（杉山秀明君）これより質疑に入ります。ありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（杉山秀明君）なしと認めます。お諮りいたします。本件を原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（杉山秀明君）ご異議なしと認めます。よって議案第26号は承認することに決定いたしました。

議長（杉山秀明君）ここで暫時休憩します。

休憩 午後2時25分

（ \_\_\_\_\_ 委員 退席 ）

再開 午後2時25分

議長（杉山秀明君）休憩を解いて会議を再開します。

議長（杉山秀明君）次に、議案第27号を上程いたします。事務局から提案理由の説明をいたします。

事務局長（横岡聖一君）21ページをお願いします。議案第27号、農地法第5条第1項の規定に基づく農地転用許可に係る意見について。農地法第5条第3項の規定により、別紙のとおり許可申請書の提出があったので、青森県知事に送付するための意見を求める件です。内容は、22ページから23ページです。合計7件19筆33, 346平方メートルです。事務局から農地区分の判断などについてご説明いたします。35番の転用事由は4区画分の宅地分譲です。農地区分は都市計画法の用途地域内であるため、第3種農地に該当します。36番の転用事由は農地を賃貸借し資材置場を整備するものです。農地区分は都市計画法の用途地域内であるため、第3種農地に該当します。37番の転用事由は特別養護老人ホームの建築です。農地区分は市道に上下水道の2管が埋設され500メートル以内にちとせ小学校と病院があるため第3種農地に該当します。38番の転用事由は資材置場の整備です。農地区分は市道に上下水道の2管が埋設され、500メートル以内にちとせ小学校と病院があるため第3種農地に該当します。39番の転用事由は太陽光発電設備の設置です。農地区分は農用地区域外にあり、いずれの農地区分要件にも該当しないため、その他の2種農地に該当します。40番の転用事由も太陽光発電設備の設置です。農地区分は農用地区域外にあり、いずれの農地区分要件にも該当しないため、こちらもその他の2種農地に該当します。41番の転用事由は農地を売買による取得、ま

た使用貸借した上で、農業用倉庫及び農産物加工施設を建築するものです。農地区分は第1種農地と農用地区域内農地に該当しますが、転用目的が農業用施設用地のため不許可の例外となります。以上です。

議長（杉山秀明君）許可申請にかかる現地調査、及び聴取調査の結果について、報告願います。17番 力石 堅太郎 委員、お願いいいたします。

報告委員（力石堅太郎君）農地法第5条の農地転用に関する報告をいたします。今回の農地法第5条申請は7件です。令和3年8月5日木曜日午前9時、現地調査を行いました。現地調査では特に問題となる農地はありませんでした。また、同日午後1時50分市役所別館4階会議室1にて農地法第5条の農地転用に係る聴取調査を行いました。聴取調査では特に問題となる案件はありませんが、申請番号38番の事業者へ安全対策を考慮するようお願いをし、後日了解を得ております。以上、現地確認及び聞き取り調査の結果、すべての申請は、農地転用に係る立地基準及び一般基準の各要件等を満たしておりましたので、許可相当と認められます。報告は以上です。

議長（杉山秀明君）力石委員、ご苦労様でした。

議長（杉山秀明君）これより質疑に入ります。ありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（杉山秀明君）なしと認めます。お諮りいたします。本件を原案のとおり許可相当とすることにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（杉山秀明君）ご異議なしと認めます。よって議案第27号は許可相当とすることに決定いたしました。

議長（杉山秀明君）ここで暫時休憩します。

休憩 午後2時30分

（ \_\_\_\_\_ 委員 着席 ）

再開 午後2時31分

議長（杉山秀明君）休憩を解いて会議を再開します。

議長（杉山秀明君）以上で今総会に付議されました議事は全て終了いたしました。これをおちまして、令和3年度第5回十和田市農業委員会総会を閉会いたします。誠にご苦労様でした。

———— 閉会 午後2時31分 ———